

2 補 助

(1) 補助とは

補助はNPO等が行う公益性の高い事業に対し、行政が公益上必要であると認められた場合に、その事業を育成、助長するため、資金面で協力する（補助金の支出）ことです。

事業の実施主体は補助を受けるNPO等で、事業の実施責任は補助を受けたNPO等の側にあります。協働事業として補助する場合は、共通の目的を達成するための資金として位置付け、成果を共有することも重要です。

(2) メリット

- NPO等の活力を高めるとともに、行政が対応しにくい実験的・先駆的な事業に対し、NPO等が自主的にさまざまな社会サービスを提供することを促進します。
- 補助は事業の実施主体がNPO等側にあるため、主体的な事業実施ができます。
- 多様化・多元化する住民ニーズに適切に応えられるようになります。

(3) 現状と課題

- 一度補助を受けると補助金に頼った事業実施となり、自立的な運営を損なうおそれがあります。
- 補助対象経費としては、直接事業費が中心であり、団体運営に必要な事務局人件費や管理的経費などの間接経費を補助対象とすることが難しいことがあります。

(4) 留意点

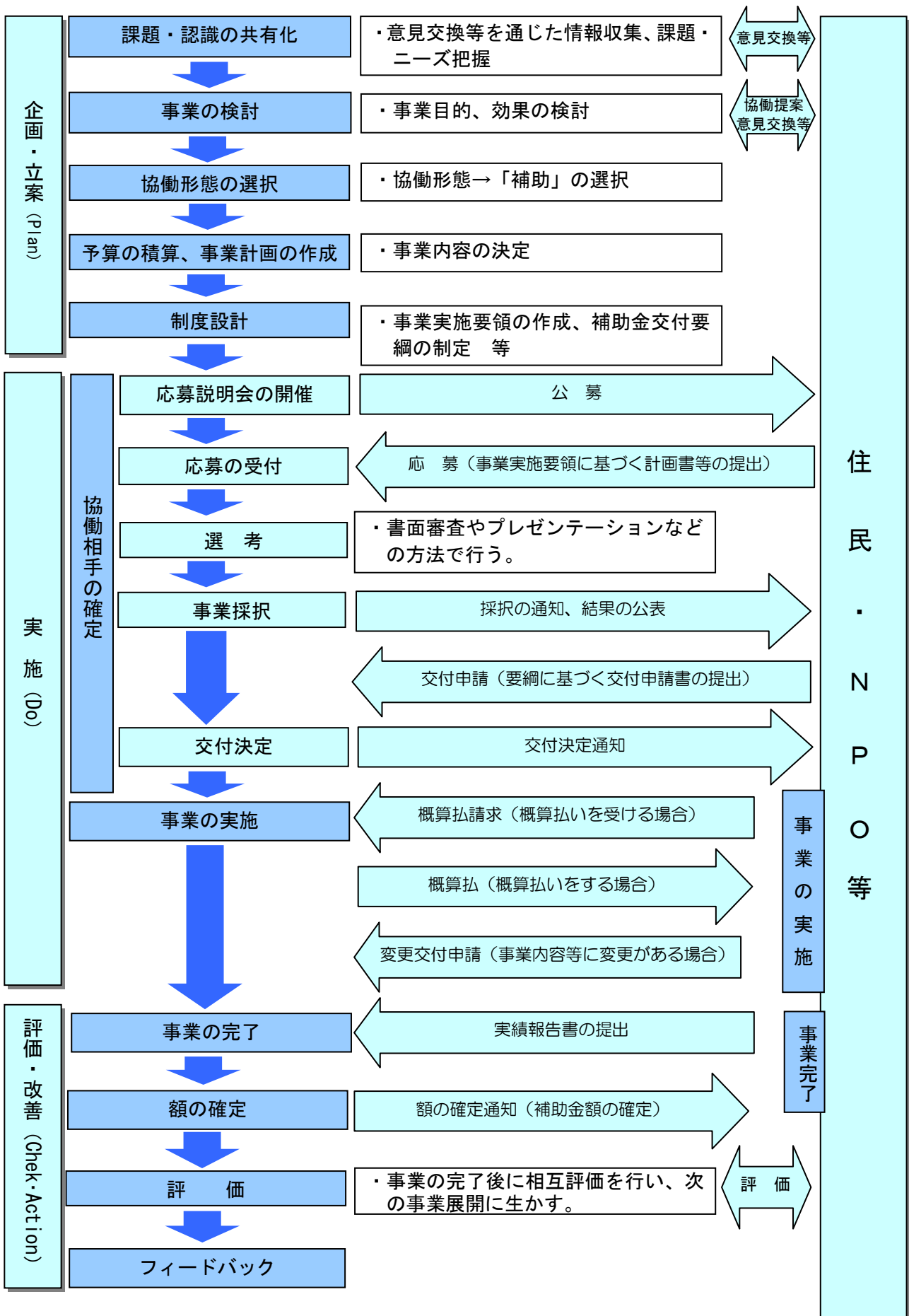
行政が留意する事項

- 行政は、県民への説明責任を意識しながら、補助金の交付先を公正に選定する必要があります。
- 行政は、より多くのNPOに補助制度を受ける機会を提供するため、十分な広報に努める必要があります。
- 行政は、補助事業がNPOが自主的に行う事業であることを留意するとともに、補助の継続的な交付や固定化、過剰な関与によりNPOの自主性や自立性を損なうことのないように留意する必要があります。

NPOが留意する事項

- NPOは、補助金の財源が税金等公の資金であることを認識しておく必要があります。
- NPOは、補助事業により取得した財産や、改修等によって効用の増した財産については、処分制限があることを理解しておく必要があります。
- NPOは、補助金を他の用途に使用した場合、交付決定の取り消し、返還等が生じることを理解しておく必要があります。

(5) 事業実施フロー（公募型の補助事業の場合）



(6) 事業実施フロー（公募型の補助事業の場合）

① 事業実施要領の作成

- 事業の制度設計として、事業実施要領を作成するとともに補助金交付要綱を制定します。
- 事業実施要領は、補助事業の目的、事業の実施主体、事業の内容、事業実施期間、補助率、事業実施計画調書の様式等、事業の基本的事項を定めます。

② 補助金交付要綱の制定

- 新潟県の補助金は、新潟県補助金等交付規則(昭和32年2月12日新潟県規則第7号)注1に基づき交付されるものですが、その事業ごとに補助金の手続きを定めた補助金交付要綱を制定します。
- 補助金交付要綱には、事業の趣旨、補助対象経費、交付基準、交付条件、交付申請の手続き、実績報告、各申請書の様式などを定めます。
- 補助金交付要綱や様式類は県のホームページからダウンロードできるようにしておきましょう。

③ 応募説明会の開催等

- 応募者の理解を促進するため、応募説明会を開催することが適当です。
- 説明会において出された質問等は、回答も含め「Q&A」などとして県のホームページで公開することが適当です。

④ 応募

- 補助事業の応募は、事業実施要領等に定められている事業実施計画書等を事業担当課に提出します。

⑤ 選考

- 審査は、書類による審査のほか、プレゼンテーションにより応募者側からの説明機会を設ける場合があります。
- 選考結果は、応募者に通知するとともに、県のホームページで公開することも検討しましょう。

⑥ 交付申請、交付決定

- 事業の採択を受けたNPOは、補助金交付要綱に基づき、補助金の所定の様式により補助金の交付申請をします。
- 補助金交付要綱には、補助金の交付を受ける手続き、補助対象となる経費、実績報告等、補助金に関する様々な手続きが記載されているので、NPOは、よく理解しておく必要があります。

注1 新潟県補助金等交付規則

新潟県の規則、条例は、新潟県ホームページの「新潟県例規集のページ」に掲載されています。

URL http://www1.g-reiki.net/nigataken/reiki_menu.html

⑦ 補助金の概算払い

- 補助金の支払いは、補助事業完了後の支払い（精算払い）が原則ですが、NPOの資金的な側面に配慮し、事業の円滑な執行を確保する必要がある場合は、概算払いも検討します。

【概算払いとは？】

支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいいます。また、概算払いは、債権者は確定しているが債務金額が未確定の場合において、あらかじめ一定額をその債務者に交付し、後日確定した時に精算する制度です。

概算払いできる経費は、地方自治法施行令第162条^{注1}に定められています。

⑧ 事業の実施

- NPOの活動を知るためにも、事業を実施している状況を確認しましょう。
- 事業の実施している間、必要に応じて意見交換する機会を設けることも考えましょう。
- NPOは、事業期間中に事業内容の変更や中止などの事態が発生した場合は、補助金交付要綱に基づき、変更の承認申請が必要です。困ったときは、速やかに事業担当課に相談するようにしましょう。

⑨ 事業の完了

- NPOは、事業が完了したら補助金交付要綱に定められた期間内に実績報告書を提出する必要があります。
- 事業担当課の担当職員は、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果を確認します。

注1 注1 地方自治法施行令第162条…資料集P81参照

<NPOの取り組みに対する補助の事例>

【新・にいがた人応援事業（新潟県）】

新潟県では、県外からの移住を促進させ、人口の増加による地域の活性化を図るため、定住・交流事業に取り組む地域を支援しています。当初、補助金の対象は市町村と市町村を構成員に含む協議会に限られていましたが、平成20年度から交流・定住に取り組む法人にも対象を拡大し、地域の活性化を目指した教育体験に取り組む阿賀町のNPO法人（NPOにいがた奥阿賀ネットワーク）が補助を受け、都市へ情報発信や大人参加型ツアー、大学と地域住民の交流などの交流・体験活動の推進による交流・定住人口の拡大に取り組んでいます。

- 事業名 : 新・にいがた人応援事業
- 補助対象事業 : 県外からの移住を促進させ、人口の増加により地域の活性化を図るために行う事業で、移住者の受け入れに向けたモデル地域のノウハウ活用や定住環境整備、若者の交流促進などのソフト事業の実施に要する経費。
- 補助額及び補助率 : 事業に要する経費の1/2以内の定額（補助限度額2,500千円）
- 補助対象者 : 市町村、市町村を構成員に含む法人格なき協議会、交流定住に取り組む法人（NPO等）（県内全域で活動する法人等を除き、原則として市町村長の推薦が必要）
- 事業担当課 : 新潟県総務管理部地域政策課（交流・定住促進班）

<助成制度の有効活用のため中間支援組織が大きな役割を果たした事例>

【新潟県中越大震災復興基金、新潟県中越沖地震復興基金】

新潟県中越大震災及び新潟県中越沖地震からの復旧復興を支援するため設置された新潟県中越大震災復興基金及び新潟県中越沖地震復興基金では、市町村、地域、有識者の意見を反映し、被災した地域の復旧・復興、地域の再生を支援する助成メニューがあります。

被災した地域では、それらの助成金を活用し復興ボランティアの活動、地域コミュニティの再建、地域復興支援員の活動などで地域住民、NPO、行政等地域を構成する多様な主体の協働により、60を超える地域の再生・地域づくりの取り組みが展開されています。

基金による助成制度がここまで多くの取り組みに活用された理由には、中越大震災発生直後、地元の大学、NPO、青年会議所のネットワークから立ち上がった中間支援組織（中越復興市民会議）が大きな役割を果たしていることが挙げられます。

この中間支援組織は、復興基金を地域の取り組みに有効活用するため、地域住民、NPO、行政の間をコーディネートするとともに、企業、大学も巻き込んだ様々な復興と地域再生の取り組みを支援する活動を展開しています。

- ・新潟県中越大震災復興基金ホームページ <http://www.chuetsu-fukukouikin.jp/>
- ・新潟県中越沖地震復興基金ホームページ <http://www.chuetsu-oki-kikin.jp/>
- ・中越復興市民会議ホームページ <http://www.cf-network.jp/>
- ・復興デザインセンターホームページ <http://www.fukukou-design.jp/>